

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、南薩地区衛生管理組合（以下「組合」という。）において、情報システムで使用される機器、ソフトウェア及び運用全般について、管理及び取扱いに関する事項を定め、組合において情報を適正に保存するとともに、適正に利用することを目的とする。

(定義)

第2条 情報システムとは、自治体会計処理支援システム及び枕崎共同斎場予約システム並びに自治体会計処理支援システム及び枕崎共同斎場予約システムに接続する各部門システムをいう。

## 第2章 運用体制

(管理組織)

第3条 情報システム及び個人情報保護責任者（以下「システム管理責任者」という。）を置き、管理者をもってこれに充てる。

1 システム管理責任者の命を受け、情報システムの運用・管理及び個人情報の保護を行うため、情報システム運用責任者（以下「運用管理者」という。）を置き、事務局長をもってこれに充てる。

2 各部門にシステムの監視責任者（以下「部門管理者」）を置き、各部門の長をもってこれに充てる。

部門	職	備考
事務局	次長兼総務係長	
枕崎共同斎場	施設係長	

(利用者の範囲)

第4条 情報システムを利用できるものは、次に掲げるもののうち運用管理者が許可したものとす。

- (1) 事務局職員
- (2) その職務において必要性があるもの
- (3) その他運用管理者が必要と認めたもの

## 第3章 管理者及び利用者の責務

(運用管理者)

第5条 運用管理者は以下に掲げる責務を負い、部門管理者等を指揮監督する。

- (1) 情報システムの運用管理に関すること
- (2) 情報システムの安全管理に関すること
- (3) 情報システムの電子保全に関すること
- (4) その他情報システムに関すること

(部門管理者)

第6条 部門管理者は、運用管理者の指揮監督の下、以下に掲げる責務を負い、各部門及びこれに接続するシステムの監視を行う。

- (1) 情報システムの運用管理に関すること
- (2) 情報システムの安全管理に関すること
- (3) 情報システムの電子保全に関すること
- (4) その他情報システムに関すること

(利用者)

第7条 利用者は、情報システムを適正に運用システムしなければならない。

- 2 自身のID・パスワードを管理し他人に利用させない。
- 3 参照した情報を目的外に利用してはならない。

#### 第4章 情報システムのネットワークに関すること

(ネットワーク、接続機器等)

第8条 サーバーと当組合の接続機器は、ウイルス対策ソフト等をインストールしセキュリティを確保する。

#### 第5章 情報システムの安全管理に関すること

(事項等の対策)

第9条 情報システムの異常・不正アクセス・データ漏えい・盗難・災害等による障害等、又は他システムとの接続異常が生じた場合は、直ちに復旧措置を講じるとともに、速やかに運用管理者及び部門管理者に報告する。

- 2 運用管理者は被害状況・影響範囲をシステム管理責任者に報告し、協議の上復旧までの運用を指示する。

3 システム管理責任者は事故等に関する説明及び、再発防止に向けての策を講じることとする。

(情報システムの持ち出し)

第10条 情報システムの持ち出しは原則禁止とする。

2 情報システムの盗難・紛失時には、直ちに運用管理者に届け出ること。

## 第6章 その他

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、システム運用及びデータの保護管理に関し必要な事項は、南さつま市情報セキュリティ統括部門の定める規則等に準じるものとする。

この規程は 令和8年3月31日から施行する。